

令和元年10月1日から

満3歳から5歳までの利用料が**無償**となります。

保育料について

【対象者・利用料】

- **認定こども園を利用する満3歳から5歳（小学校就学前）までの全ての子ども利用料が無償となります。**
 - 給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、小学校3年生以下の子どもの中で第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 満3歳児は3歳の年齢に達する日から最初の3月31日までの子ども。

預かり保育について

【対象者・利用料】

- **3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども（※1）を対象として、利用日数に応じて、月額11,300円（※2）までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。**

(※1) 市から「保育の必要性の認定」を受けた、市民税非課税世帯については、3歳の誕生日から預かり保育の料金が無償となります(月額16,300円が上限額)。

(※2) 預かり保育の1か月あたりの上限額は、450円×利用日数または、11,300円(非課税世帯の満3歳児は16,300円)のうち少ない方の額です。

《算定イメージ》

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- **無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります**
 - 原則、通われている認定こども園を経由しての申請となります。
 - 「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが1カ月に64時間以上の就労をされている場合のほか、産前産後、疾病・障害、介護・看護、求職活動(90日間)、就学があります。

無償化にかかる申請手続きについて

- すでに認定こども園（1号）を利用している方は、**新たな手続きは不要です。**
- ただし、**預かり保育**を利用されている方で、「**保育の必要性の認定**」がある方については、**預かり保育の無償化のための手続きが必要です。**

■預かり保育利用者の認定について

認定	対象児童	認定要件	無償化の対象
施設等利用給付新2号	4月1日時点で3歳以上	保育の必要性がある	預かり保育利用料 (450円×利用日数または月額11,300円のうち少ない方の額まで)
施設等利用給付新3号	満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日まで)	保育の必要性がある 市民税非課税世帯	預かり保育利用料 (450円×利用日数または月額16,300円のうち少ない方の額まで) (3歳の誕生日から)

(1) 提出書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・保育が必要な事由を証明する書類
- ・非課税証明書

(満3歳児で非課税世帯の方のうち、平成31年1月1日時点の住所地が舞鶴市外の方のみ提出してください)

(2) 提出方法

ご利用中の認定こども園を通して、市へ必要書類を提出してください。

(3) 申請後の流れ

申請後、市が認定通知を発行し、保護者あてに送付します。

認定後から、保育料（利用者負担額）が無償化の対象となります。

問い合わせ先: 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市健康・子ども部 子ども総合対策室 幼稚園・保育所課

TEL 0773-66-1009

FAX 0773-62-9897